

特定個人情報を取り扱う委託事項の追加について(国民健康保険に関する事務)

1 概要

国民健康保険の資格関係届(資格取得・喪失・変更等)の受け付けにあたっては、届出人から国民健康保険被保険者届書(資格取得・喪失・変更届を兼ねたものとしている。以下、「届書」という。)の提出を受けたのち、中央区役所区政事務センター(以下、「区政事務センター」という。)におけるデータ入力及び被保険者の資格等に係る業務委託の委託先(以下、「委託先」という。)において届出内容の国民健康保険システムへの入力事務を実施しているところであるが、個人番号カードの健康保険証利用を基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年12月2日付で届書の改定を行い、今後、届書への個人番号の記載を開始することとなるため、委託先において特定個人情報を取り扱うことについて、特定個人情報保護評価の見直し(特定個人情報を取り扱う委託事項の追加)を実施するものである。

2 届書の改定について

(1)資格関係の届出における個人番号の記載について

国民健康保険の資格関係届については、国民健康保険法施行規則(以下、「国規則」という。)第2条から第4条、第5条、第5条の2、第5条の4、第8条から第12条、第13条及び第15条に規定する事項を記載して行うものとされており、個人番号についても記載することとされている。

(2)届書における個人番号の記載欄について

本市が定める届書様式については、国規則の規定等を踏まえ定めているが、個人番号の記載欄については、「個人番号の利用開始に当たっての国民健康保険に関する事務に係る留意点等について(平成27年10月22日付厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)」で示された「届出及び申請の負担軽減等」の趣旨を踏まえ、届書に個人番号の記載欄を設けていなかった。

【参考】個人番号の利用開始に当たっての国民健康保険に関する事務に係る留意点等について
(平成27年10月22日付厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

第1、第2 (略)

第3 届出及び申請の負担軽減等

申請者等の負担軽減を図る観点から、申請等の受付に当たっては次に掲げるような配慮を行われたい。

- ① 申請書等に個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることに鑑み、各種申請を初めて行う際には、原則として個人番号の記載を求めることとなるが、その際、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳ネットワークを用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと。
- ② (略)
- ③ 住民基本台帳法 ～(中略)～ の規定による届出を国民健康保険法第九条第一項又は第九項の規定による届出があったものとみなすときは、住民基本台帳ネットワークを用いて申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと。

(3)保険者指導における指導とその対応について

前記のとおり、届書に個人番号を記載する欄がなく、余白等への個人番号の記載も原則として行っていなかったため、千葉県による令和6年度国民健康保険保険者指導において、「資格取得届については、必ず個人番号を記載させること」とする指導があった。

これを踏まえ、令和6年12月2日付で届書に個人番号の記載欄を設ける改定を行うとともに、記載される個人番号の取り扱いについて整理(特定個人情報保護評価書の見直しを含む)したうえで、個人番号の記載を開始することとした。

なお、現在は改定を行った届書を使用しているものの、窓口においては原則として個人番号欄に記載をしないよう届出人に案内しているほか、資格取得届が提出された場合は、国民健康保険システムへの入力を委託先(区政事務センター)におけるデータ入力及び被保険者の資格等に係る業務委託)に依頼する際に個人番号をマスキングするなど、委託先が個人番号を取り扱わないことを前提とした対応を行っている。

【参考】 国民健康保険被保険者届書(改定後)

届出日 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 介護保険		<input type="checkbox"/> 被保険者 <input type="checkbox"/> 退職被保険者 <input type="checkbox"/> 退職被扶養者		(あて先) 届書 区
届出者の氏名		届出者の住所				
現住	世帯主氏名	区	区	世帯主氏名		
住	千歳市	区	区	住		
所	電話番号(自宅の連絡先) 電子メールアドレス	一	一	所		
フリガナ		フリガナ		国民健康保険料の支払い方法 口座振替・納付書払い		
氏名		氏名		性別	世帯主との続柄	職業
生年月日		生年月日		男・女		1 会社員 2 自営業 3 学生 4 その他
昭和・平成・令和 年 月 日		昭和・平成・令和 年 月 日		国民健康保		
		[個人番号]		資格確認通知書		

3 データ入力及び被保険者の資格等に係る業務委託について

(1)業務委託の概要

本業務委託は、区政事務センター業務委託(区政事務センターにおける業務を民間委託することにより、市民サービスの向上、効率的な業務運営及び人的資源の有効活用を図ることを目的とし、主に住民基本台帳事務、国民健康保険事務、後期高齢者医療事務、国民年金事務等に係る業務システムへの入力業務等を委託するもの)における国民健康保険事務に係る委託業務として実施している。

【国民健康保険事務における仕様書上の委託業務】

- ・業務システム(国民健康保険システム)への入力業務
- ・被保険者の資格、資格確認書等、保険料その他の徴収金及び保険給付に係る業務

(2)委託先における特定個人情報の取り扱いについて

区政事務センター業務委託においては、住民基本台帳事務その他の事務において、委託先が特定個人情報を取り扱うことを前提としているため、本市が定める「個人情報取扱特記事項」を盛り込んだ契約を締結しているほか、特定個人情報を取り扱う各事務の所管課及び委託先において、必要な措置を講じている。

(3)国民健康保険事務に係る委託業務における特定個人情報の取り扱いについて

従前、国民健康保険事務に係る委託業務においては、特定個人情報の取り扱いはなかったが、届書への個人番号の記載を開始することに伴い、個人番号が記載された届書を委託業務で使用することとなるため、必要な措置を講じたうえで、委託先における特定個人情報の取り扱いを開始することとする。

(4)委託先におけるリスク対策

委託先におけるリスク対策の実施体制等については、すでに区政事務センター業務委託における他の特定個人情報を取り扱う事務に関する委託業務において構築されている。